

令和2年度私立高等学校等奨学のための給付金の「追加給付」について

制度概要

「奨学のための給付金」は、全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、府内に在住する低所得者世帯の保護者等に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するために、実施されている給付金です。（返済の必要はありません。）

追加給付

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年度における特例的な措置として、奨学のための給付金に、家庭でのオンライン学習にかかる通信費相当額が追加給付されます。追加給付分は、奨学のための給付金に加算して給付します。

対象世帯・追加給付額

対象世帯：奨学給付金対象者のうち、**非課税世帯のみ**

※生活保護受給世帯のうち、生業扶助の対象となっている世帯は、生業扶助によりオンライン通信費相当額が措置されているため、追加給付の対象外です。

追加給付額：10,000円

課程	区分	通常の給付金額	追加給付額	給付金額合計
全日制	生活保護受給世帯（生業扶助）	52,600円	対象外	52,600円
	非課税世帯（第1子）	103,500円	10,000円	113,500円
	非課税世帯（第2子）	138,000円	10,000円	148,000円
通信制	生活保護受給世帯	52,600円	対象外	52,600円
	非課税世帯	38,100円	10,000円	48,100円

誓約書の提出

追加給付を受けるには、誓約書の提出が必要です。「奨学のための給付金に係る誓約書」に必要事項を記入した上で、**奨学のための給付金の申請書と一緒にご提出ください。**